

地域社会で犯罪被害者支援

窓口の一本化や質的向上を

親族を亡くしたり障害を負ったりした犯罪被害者に対し、地方自治体による支援の必要性が叫ばれている。このほど東京都内で開催されたシンポジウム「考えよう 区市町村における犯罪被害者支援」では、多くは市町村が手続きの窓口となるが、住む場所での支援内容が異なったり、職員に心ない対応をされたりすることがあるという声がかかれた。

基本理念となる犯罪被害者等基本法では、国だけでなく、地方公共団体の支援の責務も明記している。ただ、義務ではなく、詳細な規定もないことから、経済的支援の有無や雇用・日常生活などの支援で、内容が各自治体で異なるという。犯罪被害者や自治体職員らでつくる「被害者が創る条例研究会」の世話人鴻巣たか子さんは「支援を受けるには、さまざまな行政手続きが必要だがどこでどのような手続きができるのかの説明もなく、相談窓口がなかったり、クレームと勘違いして冷たい対応をしたりする自治体もある」と実情を打ち明ける。

先進的な取り組みを行う兵庫県明石市では一本化された犯罪被害者相談窓口を設置。また、犯罪の加害者側が損害賠償を支払う能力がない場合でも被害者が経済的苦境に陥ることを防ぐため、賠償請求権を譲り受けて上限300万円までを支援金として支給する制度を開始した。自宅で被害に遭って転居が必要な場合の費用補助や、臨床心理士による心理ケアも行っている。



シンポジウムのパネルディスカッションでは「どの地域に住んでも同じ支援を受けられるのが望ましい」などの意見が出た



「地方自治体は、犯罪被害者等基本法にのっとって相談窓口を作り、条例を制定してほしい」と話す泉房穂兵庫県明石市市長

同市は被害者支援に関する条例で「二次被害の防止も明記。これに基づき、1997年の神戸連続児童殺傷事件の加害男性が今年出版した手記「絶歌」も市内の書店では販売されていない」と力説した。

ストーリー傷害事件の被害者である50代の松島ミサさんは「東京都内のある区役所には世話になったが、窓口はバラバラだった。一元化した相談窓口があれば助かる」と話す。

殺人事件で長男を亡くした認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク（東京都文京区）の平井紀夫理事長は「犯罪被害者は被害に遭うまでその地域で一市民として暮らしている。生活を取り戻すためには地域社会にあらためて参画することが必要で、地方自治体はそういう視点で取り組みを」と訴えた。

へいんが
いんが
でわの
きるた
るこめ
とに

「戦い」の「口」戦争 子もは熱心に読んでくれ

田 理さん

